２０２６年１１月４日

乗合代理店との適切な関係構築に向けた取組みについて

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、保険業法ならびに関係法令および「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正をふまえ、乗合代理店（以下、代理店）との関係をいっそう強化するため、以下の取組みを推進しています。

当社は、引き続き、募集品質の向上、比較推奨販売の適切性の確保、ならびに代理店の自律性・中立性を損なうおそれのある行為の未然防止に取り組み、代理店と健全で透明性の高い関係を構築し、お客さま本位の保険募集の実現に努めます。

１．過度の便宜供与の防止

（１）代理店に対する過度の便宜供与を防止するため、社内規程等を整備しています。また、営業組織に対して教育・周知を継続的に実施しています。

（２）代理店から過度の便宜供与に係る要請があった場合は受け入れず、必要に応じて指導を行ないます。

２．代理店への出向の適正化

（１）代理店に対する過度の便宜供与を防止するため、出向に関する社内ガイドラインを整備し、2025 年度末をもって、保険業務にかかわる部署への出向をすべて取りやめています。

（２）今後も、社内ガイドライン等に基づき、代理店の自立やお客さまのご意向に沿った適切な商品選択の機会を阻害しないよう、適切に運用します。

３．比較推奨販売の適切性確保に向けた教育・検証の強化

（１）代理店に対し、比較推奨販売に関する教育・指導を行ない、お客さまのご意向に沿った適切な商品選択が行なわれるよう支援します。

（２）比較推奨販売をゆがめるおそれのある行為の有無について、当社営業組織による定期的な点検に加え、代理店管理組織およびコンプライアンス管理組織などによる検証・確認を実施します。

４．違反行為を行なった代理店に対する改善措置

（１）代理店において、お客さま保護の観点から問題のある行為が認められた場合は、改善に向けた対応を行ないます。

（２）当社による支援によっても改善が見込めない場合は、状況に応じ、当社商品の販売停止、代理店手数料の削減、委託契約の解除などを含む厳正な対応を行ないます。

以 上

【ご照会先】
広報部　広報グループ　TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社　〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

MY Mutual Way2030